

勤続五ヶ年並一ヶ年ニ付 二十五日分

全五ヶ年以上一ヶ年ニ付 三十日分

従業員自己ノ都合ニ依リ退職ノ場合ハ

勤続五ヶ年並一ヶ年ニ付 十日分

全五ヶ年以上一ヶ年ニ付 十五日分

全十ヶ年以上 二十日分

全二十年 二十日分

田答、退職手当ニ付テハ左ノ通りシテ給スヘシ

勤続五ヶ年並一ヶ年ニ付 日給 十日分

全五ヶ年以上一ヶ年ニ付 日給 十五日分

全十ヶ年以上 二十日分

全二十年以上 二十日分

(三) 現在支給ノ食費(五十元)ヲ本給ニ繰入ル、コト

田答、食費ヲ本給ニ繰入ル、件ハ承認ス

田答、九月時給ノ増額ニ關シテ現行(九月)九月後ハ五割増トスルヲ

田答、九月時給ハ一時割増ニ割増九時後ハ三割増トスヘシ

(四) 臨時休業ノ場合ハ日給ノ半額支給スヘシ

田答、臨時休業ノ場合ハ日給半額支給スヘシ

(五) 吹場ハ一割値上スルコト

田答、吹場従業員ノ一割値上ハ考慮ニ置クヘシ

(六) 高田伸銅所同志會ヲ承認セヨ

田答、高田伸銅所同志會ハ之ヲ承認ス

等ノ田答ヲ得タル従業員等ハ其ノ後田答ヲ承認シ打切ヲ爲ス

可キヤ否ヤニ付協議ノ結果第一項並ニ第六項ニ付交渉スルコ

ト、九月三十日午後六時従業員代表等ハ工場主ニ合見シ第

一及ニ六項ニ就テ再考慮ヲ求メタルニ工場主ハ十月四日田答

ヲ得タル爲メ従業員等ハ之ヲ認メテ折衝ニ引揚セリ

七 事業主側